

保安基準等改正及び大臣認定告示制定に対する意見

(提出日)

(団体名等)

(担当者名・連絡先)

団体名等	分類(指摘箇所)	意見	理由	コメント
自工会国内認証業務分科会	大臣認定告示 第1条 (大臣が定める自動車)	・・・(専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、・・・)・・・とする、とありますが、FMVSSで規定される多目的乗用車(MPV)も大臣認定の対象となりますでしょうか。	確認です	保安基準第58条の3第1項、大臣認定告示第1条及び関係通達では、FMVSSの規定に基づくPASS・MPV・TRUCK・BUSの区分により認定の対象かどうかを判断することは致しません。
自工会国内認証業務分科会	省令案文 第19号様式の2	貼り付けいつについては、「車体の後面」とあるが、後方から視認できれば高さ等の指示はないですか？	確認	ございません。
自工会国内認証業務分科会	〃	星形のラベルについて、形状イメージはどれに該当しますか？	外形が星形となると剥がれ等を考慮すると耐久性が低い。 丸いラベルに星形状を印刷することで可能か確認したい。	第19号様式の2は下図のイのイメージですが、ロ～ニに掲げるイメージのものも認められます。円形や四角形のラベル台紙に様式を印刷することも可能です。 この場合、台紙の色や形状は問いませんが、規定の趣旨を踏まえ、過度に見えにくくなるようなデザインは控えていただきますよう、お願い致します。
				
自工会国内認証業務分科会	〃	★ラベルの寸法を「4mm」「50mm」と記載されているが、「4mm以上」「50mm以上」にしてもらいたい	ラベルの材質によっては、製造時の収縮等を考えると、製造誤差なく制作することが難しいため。	既存の第19号様式と同様に、寸法の許容範囲は指定しませんので、適当な製造誤差を設定して製作していただければ問題ございません。
自工会国内認証業務分科会	〃	ラベルの赤色の色は一般的な範囲の赤色でいいですか？	燃費ラベル等は、色コードの指定等あったが、本ラベルは指定しませんか？	既存の第19号様式と同様に、色コードは指定しませんので、一般的に認知される赤色及び白色を設定して製作していただければ問題ございません。
JAIA	道路運送車両法施行規則 第五十四条の二	「第十九号様式の二による標識を当該自動車の後面に見やすいように表示しなければならない。」とあるが、車体、後面ガラス、バンパー等、後面であれば、何れの場所で表示子が可能との理解で正しいでしょうか？	後面について明確にしたい質問となります。	ご理解の通りです。
JAIA	国土交通省告示 第一条	「アメリカ合衆国から輸入されたもの(専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びソリを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)その他これに類するものに限る。)とする。」とあるが、車両総重量が3.5トン以上のピックアップ車両(車体の形状がボンネット)USにおいて(Truckのカテゴリー)についても当該国土交通大臣が定める自動車として認めていただきたい。	要望です。	米国で製作され、米国基準に適合する乗用車等について、改善措置を適確に講じる能力を有する自動車製作者等により安全性の確保及び公害の防止に係る措置が講じられることにより、日本の交通環境において保安上及び公害防止上支障がないものとして認められる場合は、保安基準に適合するものとみなす制度としております。
自動車機構	保安基準第58条の3第1項 必要な事項を定める告示	根拠法令に申請によることを明記するべきと思慮します。	基準の適用を除外している基準緩和制度には申請に基づくことが明記されているほか、認定要領では申請書を提出させることを規定しているため。	認定の要領を通達において規定することで足りず。
自動車機構	保安基準第58条の3第1項	「認定時から変更の無い部分に限り」等の条件を付すべきではないでしょうか。	一度認定を受けた自動車であれば認定後に本国仕様に戻し又は故意に不正改造を施した場合でも「保安基準に適合するものとみなす」規定となっているため。	検査の際(すなわち運行する際)、当該自動車が大臣により指定された保安基準等に適合するものとみなすためには、当該自動車が保安上及び公害防止上支障がないものとして認定を受けている必要があり、当該認定は安全性の確保及び公害の防止に係る措置が講じられることにより受けられるものであるから、当該措置が講じられていないと認められる場合は認定の要件に不備があることから認定を根拠に保安基準に適合するものとみなすことはできません。

自動車機構	保安基準第58条の3第1項	「保安基準に適合するものとみなす」の規定ぶりですと、技術基準のみならず、個別の不具合又は劣化及び摩耗等に係る部分についても、適合するものとみなすこととなるため、技術基準に絞った規定にするべきではないでしょうか。	灯火器が球切れを起こそうがタイヤの溝が無くなるのが保安基準に適合するものとしてみなされてしまうため。	「保安基準に適合するものとみなす」ではなく、「本章の規定及びこれに基づく告示のうち国土交通大臣が当該自動車ごとに指定したものに適合するものとみなす。」と規定しております。
自動車機構	保安基準第58条の3第1項	認定要領別表2-1から別表2-4までに規定されていない基準は指定の対象にならないのでしょうか。例えば、同表に保安基準第18条第1項は規定されていないことから、回転部分が突出しているものは当該基準に適合するものとはみなせないということでしょうか。	日米共同声明の趣旨は「追加試験なしで受入れ」であることから、技術的要件以外のものは指定の対象としないことがあり得るのか確認です。	具名名の記載がない構造装置又は性能についても認定が可能となるよう、別表2-3の末尾に「その他の構造、装置又は性能」を追加します。
自動車機構	保安基準第58条の3第1項	認定要領において「その他これに類するもの」としていわゆるピックアップトラックを規定しているところ、告示に直接記載すべきではないでしょうか。	車両を限定する規定は通達ではなく告示以上が望ましいと考えます。	通達の規定に基づく「車体の形状」によるため認定要領に規定致しました。
自動車機構	施行規則第35条の3第1項第22号ハ	自動車検査証記録事項の具体的な内容は自動車検査業務等実施要領でお示しいただけるのでしょうか。	確認です。	その予定です。
自動車機構	その他(細目告示)	細目告示第161条第2項第4号に做った規定を定める必要があるのではないのでしょうか。	施行規則第38条第8項に「第35条の3第1項第22号ハに掲げる事項」が追加されることを踏まえ、保安基準第58条の3に基づく認定の効力を失った後に新規検査又は予備検査を行う可能性があるため。	細目告示第161条第2項第4号の規定は、大臣認定により基準の適用をされていなかった構造又は装置に対し初めて基準が適用されることを想定した規定です。 今般の認定では措置が講じられることにより、適用されるべき基準に適合するものとみなすものであり、認定の効力を失った場合には適用されるべき基準がそのまま適用されます。 従って中古新規・予備検査の際に認定が取り消されている場合には、細目告示第161条第1項第9号又は第2項第3号の適用となります。
自動車機構	その他	保安基準第58条の3の規定に基づき国土交通大臣の認定を申請する自動車は、いわゆる「並行輸入自動車」には該当しないものと取扱ってよろしいでしょうか。その場合、「並行輸入自動車取扱要領について」(平成9年3月31日付け自技第61号)の改正が必要です。	当該通達に基づき、輸入自動車のうち指定自動車等以外のものは「並行輸入自動車」として取扱っているため。	ご指摘の通り、当該通達の規定に基づく「並行輸入自動車」には該当しないため、当該通達については改正等の対応予定です。
軽自動車検査協会	制度について	認定によらないですでに自動車検査証等を有している車両や、認定取り消し後に構造等変更検査を受けて合格となった車両も、認定の対象となるのでしょうか。	そのように読めるので確認です。オリジナル状態を希望する需要もあると思われ、対象となり認定されるのであれば、保安上及び公害防止上後退するおそれがあるものと考えます。	意見欄に記載のとおり読むことは可能ですが、認定の申請は自動車製作者等を想定しており、現実には無いと認識しております。
軽自動車検査協会	制度について	当該認定に係る審査及び当該車両の新車新規検査において、適用される細目告示は第1節、第2節のいずれでしょうか。	・認定要領別表2の規定欄の記載から、認定の審査は第2節 ・認定要領第7第2項の記載及び附則2第2第4項の記載から、認定以外の基準の審査(自動車認証審査部の審査)については、原則第1節 ・新車新規検査については、指定自動車等ではないので第2節と理解しましたが、確認です。	・「認定要領別表2の規定欄の記載から、認定の審査は第2節」 →ご認識の通りです。 ・認定要領第7第2項の記載及び附則2第2第4項の記載から、認定以外の基準の審査(自動車認証審査部の審査)については、原則第1節 →認定要領第7第2項及び附則2第2第4の規定により、原則第2節の適用であり、申請があれば第1節が適用できます。 ・新車新規検査については、指定自動車等ではないので第2節 →ご認識の通りです。
軽自動車検査協会	保安基準	認定要領に基づき条件、期限又は制限を付すことをもって適合とみなした車両について、継続検査時に当該条件等に明らかに違反している状態であると判断できる場合の対応は如何に。	保安基準不適合とする、担当部門に通報する、受検者に口頭指導するなど対応についてご教示願います。	認定にあたり必要な条件等に違反していることから、保安基準に適合するものとみなす事に対し疑義が生じている状態となります。対応としては担当部門への通報となります。
軽自動車検査協会	法第58条の3第1項	アメリカ合衆国に本社を有する自動車製作者が製作した自動車であっても、その生産工場がアメリカ合衆国以外に所在する自動車にあっても、「同国が定める保安上の技術基準に適合することにより同国において安全性の確保が図られていると認められるもの」としてFMVSSラベルがあれば、認定を申請できるという理解でよいでしょうか。	確認です。	「2025年7月22日の日米間の枠組み合意についての共同声明」を踏まえ、アメリカ合衆国で製作された自動車に限り、該当性は認定の審査において確認します。
軽自動車検査協会	法第58条の3第3項	認定の取り消しがあった場合に、検査場や指定整備工場において当該対象車両であることがわかるような措置は、告示以外にしているのでしょうか。	認定が取り消されても、使用者が構造等変更検査を受けることなく使用を続け、改善をすることなく継続検査を受検した場合に、それと知らず取り消された認定により検査が合格してしまうおそれや、適合証が交付されてしまうおそれがあります。	当省HPに確認用サイトを設け、運輸支局等での検査受付時及び指定工場での入庫時に取消しの有無を確認する等の対策を検討します。
軽自動車検査協会	法第58条の3第3項	認定の取り消しがあった車両について、装置の一部を改善するなどして再度認定の申請は可能でしょうか。	確認です。	可能ですが、認定の申請は自動車製作者等を想定しており、現実には無いと認識しております。
軽自動車検査協会	法第58条の3第3項第3号	条件又は制限違反等による取り消しについて、一括で申請された車両にあっては、一部の車両に違反が認められた場合に取り消しとなるのは申請された車両すべてでしょうか。	確認です。	違反が認められた車両について取消しを行うことができるよう規定しております。
軽自動車検査協会	施行規則第35条の3	検査証備考欄に当該認定を受けている旨の記載がされるが内容は認定書の写しにより確認して検査を行うという理解でよいでしょうか。	施行規則第35条の4項に改正がなく、検査証のICタグに詳細は記載されないものと思われるため、確認です。	ご理解の通りです。

軽自動車検査協会	施行規則第35条の4	上記のとおりであれば、認定書の写しを携行していないことにより、保安基準に適合しているものとみなせるものか不明な場合、整備命令の対象となるのでしょうか。	当該条項に改正がないことから、街頭検査等では認定書の写しがなければ認定内容を確認することができず、その扱いが不明なため確認です。	検査証記載事項により認定米国車である旨が判明しても認定書(写)がなければ保安基準に適合しないことが確認できないことから、基本的に整備命令の発令には及びません。電球切れ等やガラス割れ等、損傷により保安基準不適合が明白な場合は認定書(写)の有無に係らず整備命令となります。
軽自動車検査協会	施行規則第38条第8項第12号	当該事項に係る構造等変更検査(認定の取り消しや認定によらないで保安基準に適合させる場合など)においては、装置を変更しない部分にあっても細目告示の第2節を適用させる(並行輸入自動車の新車新規検査のイメージ。ガスの認定を取り消す場合、ガスの触媒が純正であっても、モード規制への適合性を審査する)という理解でよいのでしょうか。	確認です。	細目告示第161条第1項第6号又は第2項第2号に基づき、構変において第2節が適用される基準は第2節、されない基準は第3節の適用となります。排出ガスのモード規制は構変(予備検査において法第71条の規定に基づき第67条の規定を準用する場合を含む)では適用されないと理解しております。
軽自動車検査協会	施行規則第38条第8項第12号	申請者の意思によらず、使用者自らが追加試験等を受け、認定に係る装置を日本の基準に適合させたくうえで構造等変更検査を受けることは可能でしょうか。	確認です。	可能ですが、認定を受けるための措置及び認定に伴う条件又は制限を課せられるためには、当該自動車に係る認定の取消しが必要です。
軽自動車検査協会	施行規則第50条第1項	道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項の規定に基づく認定を受けた自動車はいわゆるリコールの対象となる認識でよいのでしょうか。	確認です。	ご認識の通りです。
軽自動車検査協会	施行規則第54条の2第1項	継続検査時に標識(第十九号様式の二)が滅失、欠損又は汚損等している場合の対応は如何に。	保安基準不適合とする、担当部門に通報する、受検者に口頭指導するなど対応についてご教示願います。	保安基準第55条の基準緩和に係る第19号様式の取扱いと同様に、最寄りの運輸支局整備課に通知すること(担当部門に通報)となります。
軽自動車検査協会	大臣認定告示第1条	…改善措置を適確に… ↓ …改善措置を的確に…	書きぶりの提案です。	「～措置を～適確に講ずる。」という用例に従ったものとなります。
北海道運輸局	施行規則第35条の3 第1項第22号 ハ	自動車検査証への記載はどのような記載を行う予定でしょうか？	認定の際に付される条件、制限又は制限が記載されるのか確認です。	認定を受けた旨(認定番号、認定年月日を含む)の記載となります。基準緩和と同様に条件又は制限を記録事項とするかどうかは今後の課題と致します。
北海道運輸局	施行規則第54条の2第1項	標識の表示がされていない場合(見えづらい場合や破損している場合を含む)は、どのような対応を行うことになるのでしょうか	確認です。	保安基準第55条の基準緩和に係る第19号様式の取扱いと同様に、最寄りの運輸支局整備課に通知すること(担当部門に通報)となります。
北海道運輸局	施行規則第58条の3第3項	具体的にどのような違反が該当するのでしょうか？ また、該当しているときは、違反車両両個車に対して、認定を取り消すのでしょうか？その車両が一括で申請され認定した場合は、その申請車両すべてが取り消しになるのでしょうか？	確認です。	例えば、施行規則第19号様式の2の標識の表示に応じなかった場合、衝突被害軽減制動制御装置に係る条件として「ドライブレコーダの装備」が課された場合であって当該装置を取り外して運行していた場合、などが考えられます。違反が認められた当該車両の認定について取消しを行うことができるよう規定しております。
東北運輸局	道路運送車両の保安基準第58条の3	「アメリカ合衆国において製作された自動車」と限定されていることから、検査場における現車審査時にメキシコ工場やカナダ工場で作られたものと確認された場合には本認定の対象外となると考えているが、この認識で良いか。	確認です。	ご認識の通りです。
中部運輸局	大臣告示 第1条	専ら乗用の用に供する自動車の括弧書きの自動車が除かれている経緯を確認させていただきたいです。	乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車等が認定を受けることができない理由を確認したいです。	「2025年7月22日の日米間の枠組み合意についての共同声明」を踏まえ、アメリカ合衆国で製作された乗用車及びこれに類するものに限ることとしております。
中部運輸局	道路運送車両法施行規則第五十四条の二 2	「自動車の使用者は…標識を抹消しなければならない」とあるが、この時点で運行できなくなるという認識でよろしいでしょうか。 また、処分を受けた後にも当該車両を引き続き運行の用に供したい場合は、保安基準へ適合するよう、車両を改善すれば、引き続き運行は可能という理解でよろしいでしょうか。	確認です。	認定の取消しは施行規則第54条の2第2項に該当するほか、第38条第8項第12号の事由に該当しますので、法第67条の規定に基づき、必要な事項を定める告示第3条の規定に基づく告示がされた日から15日以内に構造等変更検査を受けなければならないこととなります。検査の結果保安基準に適合しない場合には、運行の用に供することができなくなります。ご意見の後段につきましては、ご理解の通りです。
中部運輸局	全般	この告示に該当する自動車であって、車体形状が「ステーションワゴン」であるものを、登録後に構造等変更検査若しくは一時抹消からの中古新規(予備)検査において、貨物要件を満たす構造に変更されている場合には車体形状は変更可能でしょうか。(ボンネットからバンも同様) また、その場合には告示の車両としては扱えなくなるのでしょうか。	取扱いの確認です。	乗用のステーションワゴン、貨物のボンネットとして認定を受けたことにより保安基準等に適合するものとみなすものであり、変更を行わないことを制限事項としています。認定が取り消された後であれば、認定に伴う制限事項は適用されなくなり変更は可能ですが、告示の車両としては扱えなくなります。